

第五十七期定時株主總會決議錄寫並に報告事項

大正十五年六月二十三日午後一時ヨリ本社ニ於テ第五十七期定時株主總會ヲ開ク出席(委任共)六百參拾貳人此株數五萬九拾七株ナリ

議長開會ヲ宣シ大正十五年前半期財産目錄、貸借對照表、損益計算書承認及利益分配當處分ノ件ヲ提議シ鈴木監査役ヨリ本社支店分工場ヲ通シ物件及帳簿等ヲ監査シクルル何レモ精確ニシテ毫モ報告ト相違ノ點ナク利益金處分案亦適當ト認ムル旨報告アリ滿場一致原案ノ通り可決ス

利益金處分左ノ如シ
 一金貳拾貳萬八千七百參拾圓貳拾四錢
 一金八萬五千參百六拾四圓八拾九錢
 合計金參拾壹萬四千九拾五圓拾參錢

此處分
 金壹萬貳千圓 法定積立金
 金壹萬五千圓 別途積立金
 金壹萬五千圓 從業者保護基金
 金貳萬圓 役員賞與金及交際費
 金拾參萬九千貳百圓(年八八) 株主配當金
 金拾壹萬貳千八百九拾五圓拾參錢 後期繰越金

次ニ任期滿了ニ付監査役改選ノ件ハ株主伊藤勇次郎氏ヨリ
 濱松市高町六二番地 小竹 祿之助
 濱松市成子町八番地 鈴木 五郎作
 京都市上京區惠比須町二番地 李家 隆介
 東京府住原郡大崎町下大崎町四五四番地 小山 作之助
 四氏ノ再選ヲ提議シ滿場異議ナク何レモ當選重任ス

右議事決了後天野社長ハ勞働爭議ニ關シ其真相並ニ處置ニ就テ報告スルコト概要左ノ如シ

四月二十六日評議會の煽動に依り爭議の發生しました事は實に遺憾とする所であります其顛末に就ては既に報告致して置きましたから御承知の事と存じますが宣傳ビラ新聞記事等に此爭議は會社が起したのであると云つて居りましたが誤謬も亦甚しいのであります。

(一) 二十六日午前中職工代表者と會見し今一應考慮の上談合することにしたので午後の會見に先んじて、職工の殆ど全部が事務所前に出て示威的行動を執つた事

(二) 評議會の松葉清繼なる者が「不誠意なる會社は吾々職工側の要求に應じないから交渉しても駄目だ、是れからライオン館に引上げて對策を講じやう會社は今日の残半日分の給料を支拂つてやると云つたから諸君は安心して宜しい」と演説し一同を指揮して門を出ましたが會社としては未だ曠廢條項に關して決定意思を告げず交渉繼續中なるに拘はらず「會社は要求に應せぬ」と云ひ「半日分の給料は支拂ふ」と稱して虚偽の宣傳の下に職工を妄動せしめた事

(三) ライオン館へ引上後松葉は又「明日から此ライオン館と市内指定の場所に集れそうして出席の印を押せ、明日以後の日給は會社から取つてやる」と勝手な事を云つて妄信させた事

右の事實から見ても爭議は會社が起したのではなくて松葉等評議會の者共が起したと云ふ事が適當だと思ひます。只今では罷業前の約半數位の職工で仕事を居ますから自然生産高も大體に於て之に順應して居ります。職工を新規募集して缺員を補充し常態に復せしむることは容易なことであるが従來罷業職工に對して眞情を罩めて其反省を促したことは二十一回の多きに及び已に言ひ盡したれば此上は新募集をして充員することは事業經營上止むを得ざる事と存じます。

罷業職工の處置に就ては最危険なりと見るもの九十八名は五月十八日より二十六日に涉り數次に解雇處分を斷行し之に次ぐ者百二十七名に對しては六月三日附を以つて度々反省を促がすも復歸しないから自然解雇者と見做し解雇

する旨の通知を發し尙ほ六月一日迄に復歸する様勸をしない残りの六百八拾名に對しては是又自然退職削除する通知を六月三日附で出しました。右の手續々は既に當會社の職工ではありませぬ。

そこで新聞紙に廣告して新規に職工壹百六拾五名を者四百餘人の多きに達しました、昨日までに新規採入を算し之に殘留者と六月一日迄の復歸者を加算し五人になつて居ります。

最危険人物は絶対に復社を許しませぬが其他の者の用したいと思ひます。是等の人々は評議會の惡辣手れて居る氣の毒な状態でありませぬから、株主各位に申出る様便宜御勸告下さいますなら會社の爲本にじます。

右報告後株主小林正幸氏ハ六月二十二日ノ静岡新聞「天野社長ハ態度に疑惑の色益々深シ濱松全市に因謝せ」度シ難キ天野社長ハ態度遂に反天野熱昂ニ記事アリ又同日ノ民友新聞ニハ「頑迷態度に濱松市民天野社長ハ猛省を望む」「明日せん、劃策に腐心する天野社長」ト題スル記事アリ之レニ就テ天野社長及取締役箕輪野社長ハ新聞紙カ往々虚報誤傳ヲナシ中傷の記事ヲ所ナリ。静岡新聞民友新聞ノ此記事ハ事實全然無根ノ相違等ハ絶對ニ無シ自身トシテハ毀譽褒貶ヲ超越ナレハ毫モ疚シキコトナク本事業ノ爲ニハ魯鈍ヲ願カト誠意トヲ以テ一貫スルノミニテ他意アルナシト満足ノ意ヲ表シ且ツ此爭議ノ裏面ニ潜在スル事實ニ「赤黨秘密命令書」ナルモノヲ朗讀シ露國共產黨カ

ル爲ニ凡ユル陰險奸惡ナル手段方法ヲ講シ現ニ今回端タルコトヲ指摘痛論シ天野社長カ小ニシテハ事業ヲ真心ヨリ所謂毀譽褒貶ヲ超越シ危險身邊ニ逼迫スク猛然トシテ本爭議ノ煽動者亦露共産黨ノ日本勞働大痛棒ヲ加ヘ今ヤ彼等ヲシテ殆ント敗滅ニ瀕スル狀ミテハ國家ノ爲ニ其禍根ノ剪除ニ多大ノ努力ヲ拂ハ謝措ク能ハサル所ニシテ株主各位亦同感ナルヘルシトヲ表ス。

次ニ株主川上嘉市氏ハ爭議ノ費用及利益金減少ノ理ハ林支配人ヲシテ答辯セシム、即チ五月末日迄ニ於萬七千餘圓ニシテ之ニ生産減ニ因ル利益金減少見込リ又全體ニ於テ利益金減少ノ理由トシテハ利益率多コトニ基因スト述フ。

右之通りニ候也

大正十五年六月二十三日

日本樂器製造株式會
 取締役社長 天野